

## 第3章 計画の目指す方向

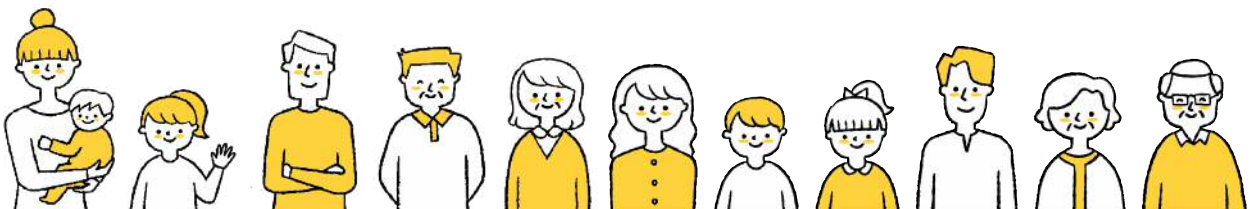
### 1 基本理念

地域には、高齢者や障がいのある人、子育て中の人、生活に困窮している人、生きづらさを抱えている人など、様々な人が生活しており、抱える困りごとにも複雑化・複合化してきています。また、社会構造の変化などを背景として、地域・家庭・職場といった生活の様々な場において、支え合いの基盤が弱まってきています。

誰もが自分らしく心地よく暮らせる地域共生社会の実現に向け、第5次芦屋市総合計画の施策目標4「あらゆる人が心地よく暮らせるまちづくりが進んでいる」との整合を図り、本計画では、以下のように基本理念を定めます。

みんなの参加と協働により、  
誰もが心地よく暮らせる共生のまちづくりを進めます

- 芦屋市に暮らす・関わる人、団体、企業などあらゆる人が、暮らし、学び、働き、楽しむ「自分のまち」の未来を考え、「まちづくり」に参加することを目指します。
- 「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、みんながそれぞれにできることで役割を持ち、力をあわせて様々な困りごとの解決を目指します。
- 誰もが自分らしく心地よく暮らしていけるよう、人と人、人と資源がつながり、ともに支え合う孤立や排除のない共生のまちづくりを進めます。



## 2 計画の目標と体系

### (1) 推進目標

計画の基本理念のもと、以下の3つを推進目標として取り組んでいきます。

#### 【推進目標1】 多様な機関と市が協働し地域共生を進めます。

地域住民や世帯が抱える複雑化・複合化する生活課題の解決に向け、多様な機関の連携と協働による断らない相談支援体制を整備し、地域ぐるみで孤立や排除のない地域づくりに取り組みます。

##### 1-1 地域福祉の推進体制を整備します。

地域住民や世帯が抱える複雑化・複合化する生活課題の解決に向けた包括的な支援体制の整備を計画的に進めていくため、福祉の分野を超えて庁内外の多様な人が参加して地域福祉を推進する体制を整備します。

##### 1-2 参加につながる相談支援体制の充実・強化を図ります。

高齢、障がい、子ども・子育て、生活困窮、その他の各分野における制度的な支援を着実に進め、庁内外の関係機関の連携と協働による一人ひとりの困りごとに寄り添う相談支援を充実し、地域での気づきや見守りを得ながら、相談者の社会参加につながる支援体制の強化を図ります。

#### 【推進目標2】 地域の力をあわせて多様な参加の場をつくります。

地域で取り組まれている様々な活動を充実し、世代や属性を超えて人や活動がつながり、身近な地域での支え合いを広げながら、様々な目的や役割をもって参加できる多様な居場所や機会をつくります。

##### 2-1 地域福祉を広げる取組（プログラム・活動）をみんなで考え実践します。

あらゆる世代が自由に参加・交流できる地域の拠点づくりや地域活動のネットワークづくりなど、多様な人が関わり地域福祉を広げる取組を、地域住民・専門職・市職員などみんなで考え、公民協働で実践していきます。

##### 2-2 身近な地域で参加できる場づくりを進めます。

市民主体の地域活動への支援機能を充実し、身近な場所で気軽に楽しく参加できる活動や仕組みづくりを進めます。

### 【推進目標3】 様々な分野や世代が参加する共生のまちづくりを進めます。

福祉の分野を超えて、地域住民、関係機関、事業者、企業、団体、NPO等、本市に関わるあらゆる世代の人が参加し、地域を元気にしていくまちづくりと、支え合いで一人ひとりの暮らしを守る福祉がつながり、みんなで地域福祉を広げていきます。

また、多様な人たちの自由な参加を促進し、学び合い、相互理解を深めながら、共生のまちづくりを進めます。

#### 3-1 地域福祉とまちづくりの結びつきを強めます。

既につながりのある人や広くまちづくりに関わる人、ネットワークとの連携・協働により、地域福祉とまちづくりの結びつきを強め、安全・安心なまちづくりや地域活動の活性化を図っていきます。また、地方創生の取組とも連動し、地域の力が未来へ受け継がれるよう共生の文化を広げていきます。

#### 3-2 共生のまちづくりのための人材育成に取り組みます。

様々な分野や世代の人たちが出会い、交流し、ともに学び合えるような場づくりを進めます。また、みんなが心地よく、安全・安心に暮らせるまちづくりを考えるために、多様な主体との協働を通じた人材育成に取り組みます。



本計画の推進にあたっては、持続可能な社会づくりのための国際社会共通の目標であるSDGsの視点を持ち、各施策に取り組みます。



SDGs（エス・ディー・ジーズ）～誰一人取り残さないまちの実現を目指して～

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された、令和12年（2030年）までに達成すべき持続可能な開発目標です。貧困や不平等・不正義をなくし、地球環境を守るなど、持続可能な世界の実現のため「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成され、地球上の誰一人として取り残されないことを誓っています。

## (2) 取組の方向性

推進目標に沿って主な役割を担う主体ごとに4つの方向性を定め、施策を展開していきます。

### A：地域共生社会の推進と庁内外の連携体制整備



市が中心となって

(市が担う地域福祉の体制整備と支援事業に関する計画項目)

市が、地域共生社会の実現に向けた仕組みづくりを進める責任主体として、包括的相談支援や地域づくり支援の核となる生活困窮者自立支援、権利擁護支援等の支援事業の機能や支援力を向上させ、多機関や庁内関係課の連携・協働を促進し、多様な人の参加と協働による地域福祉を推進するための体制を整備します。

### B：公民協働による地域福祉プログラムの展開



公民がともに

(市民と専門職と市が協働する計画項目)

地域住民、社会福祉協議会、事業者、NPO、市など地域福祉に関わる人が力をあわせて、身近な場所での居場所の多様化・拠点化、仕事や活動、役割づくり、地域活動のネットワークづくりなど、活動者や関係者の協働を進め、地域福祉の取組を広げていきます。

### C：市民主体の地域福祉活動の推進



市民の活動を  
社会福祉協議会・専門職が支えて

(市民主体の地域福祉活動に関する計画項目)

気軽に楽しく参加できる活動を増やし、身近な地域で交流や支え合いが生まれるよう、これまで市民が主体となって実践してきた活動を、社会福祉協議会の活動支援機能の強化を図りながら、さらに推進していきます。

### D：地域福祉とまちづくりの融合の推進



みんな

(企業等と市民・専門職と市が協働する計画項目)

広くまちづくりに関わる企業や団体等を含め、様々な分野や世代からの参加を増やす取組を推進します。また、地域福祉活動とまちづくりの活動の結びつきを強め、社会情勢や時代とともに変化してきている地域コミュニティやつながりの再発見・創出に協働して取り組みます。

(3) 計画の体系

基本理念

推進目標

取組の方向性

みんなの参加と協働により、  
誰もが心地よく暮らせる共生のまちづくりを進めます

**1** 多様な機関と市が協働し地域共生を進めます。

- 1-1 地域福祉の推進体制を整備します。
- 1-2 参加につながる相談支援体制の充実・強化を図ります。

**2** 地域の力をあわせて多様な参加の場をつくれます。

- 2-1 地域福祉を広げる取組(プログラム・活動)をみんなで考え実践します。
- 2-2 身近な地域で参加できる場づくりを進めます。

**3** 様々な分野や世代が参加する共生のまちづくりを進めます。

- 3-1 地域福祉とまちづくりの結びつきを強めます。
- 3-2 共生のまちづくりのための人材育成に取り組みます。

**A** 地域共生社会の推進と庁内外の連携体制整備

- 1 地域共生のための生活困窮者自立支援の体制整備
- 2 地域連携ネットワークづくりとしての権利擁護支援 ※「成年後見制度利用促進計画」
- 3 地域づくりの拠点としての保健福祉センターの機能強化
- 4 地域共生推進に向けた庁内連携の強化
- 5 計画進行(管理)のプラットフォームの設置(庁外連携を視野に)

**B** 公民協働による地域福祉プログラムの展開

- 6 全世代が自由に参加・交流できる拠点プログラムづくり
- 7 地域の力を生かした新たな就労プログラムづくり
- 8 地域支え合い推進員とともに取り組む地域活動の推進
- 9 地域発信型ネットワークをもとにした地域活動のネットワークづくりの推進
- 10 社会福祉法人・民間事業者による社会貢献プログラムの推進

**C** 市民主体の地域福祉活動の推進

- 11 ボランティア活動支援と福祉学習の充実
- 12 地域福祉アクションプログラム推進協議会の活動の推進
- 13 ちょっとした支え合いの仕組みの充実
- 14 身近な地域での福祉活動の推進
- 15 社会福祉協議会による活動支援機能の強化

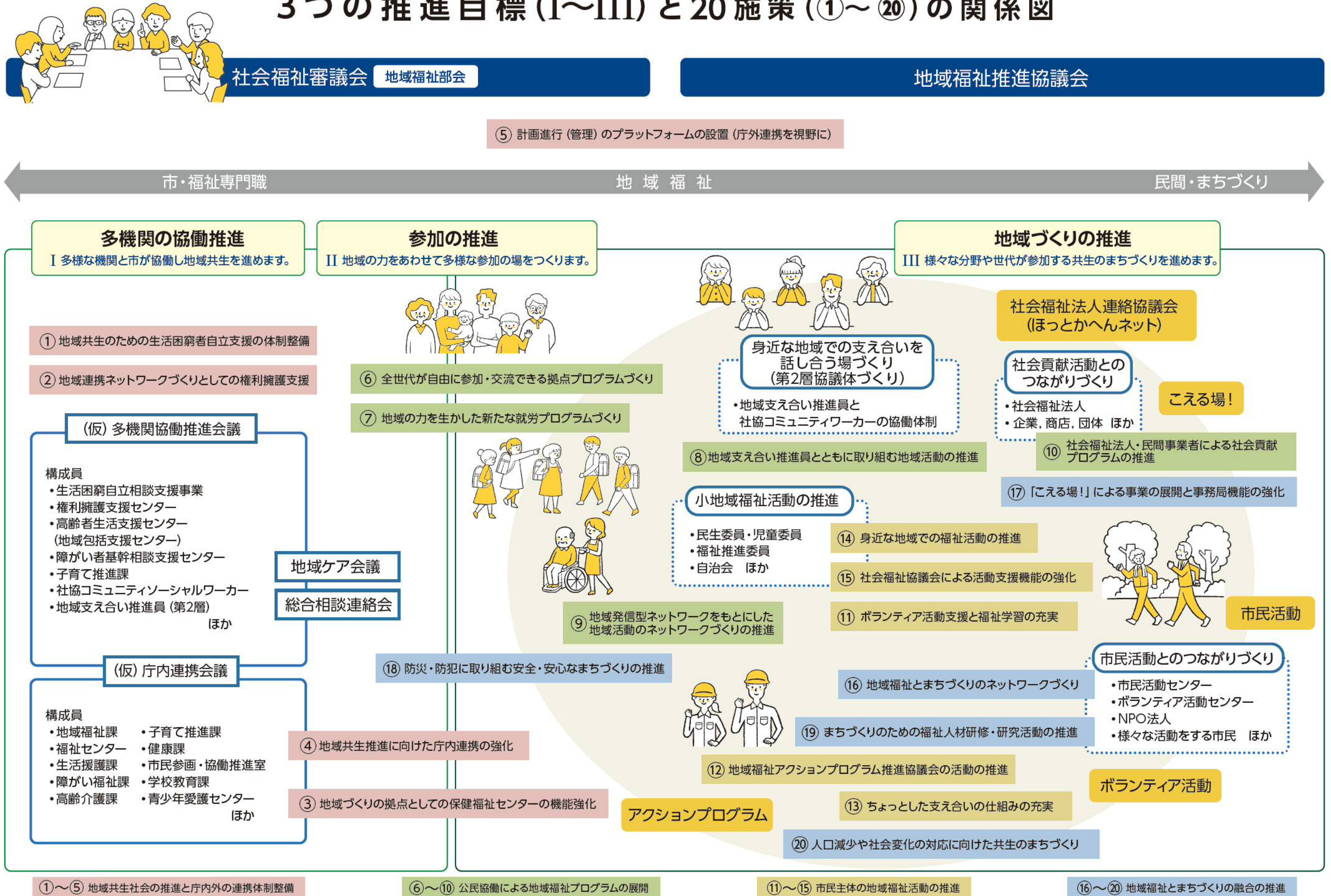
**D** 地域福祉とまちづくりの融合の推進

- 16 地域福祉とまちづくりのネットワークづくり
- 17 「こえる場！」による事業の展開と事務局機能の強化
- 18 防災・防犯に取り組む安全・安心なまちづくりの推進 ※「再犯防止推進計画」
- 19 まちづくりのための福祉人材研修・研究活動の推進
- 20 人口減少や社会変化の対応に向けた共生のまちづくり

重層的支援体制整備事業  
関連項目

(4) 施策の関連図

# 3つの推進目標 (I~III) と20施策 (①~⑳) の関係図



### 3 地域の範囲

「地域に根ざした福祉」を推進していくために、それぞれの区域の特性を生かした取組や、区域間で効果的に連携した取組を推進します。

#### <区域設定のイメージ図>

##### 町内会区域

身近なコミュニティの区域として、  
隣近所との日常のつながりづくりを進めます。

自治会、子ども会、老人会、民生委員・児童委員、福祉推進委員、商店街 ほか

##### 小学校区域

8つの小学校があり、地域に根ざした福祉活動の中核的な区域です。  
旧三条小学校区を加えた9の区域で地区福祉委員会が運営されています。  
さらに潮見小学校区を潮見地区と潮芦屋地区に分けた10の区域で  
小地域福祉ブロック会議が行われています。

地区福祉委員会、小地域福祉ブロック会議、コミュニティ・スクール ほか

##### 中学校区域※

3つの中学校があり、様々なニーズに総合的に対応する「地域包括ケア」の  
区域として、専門的な支援の基盤を整備し、地域の活動とも連動していきます。

高齢者生活支援センター、地域支え合い推進員、中学校区福祉ネットワーク会議 ほか

##### 芦屋市全域

個々の活動や各地域での活動を横展開し、新しい取組等について全市的に事業化を図るなど、  
より多くの人参加を促し協働できる仕組みづくりを進めます。

社会福祉協議会、保健福祉センター、市民活動センター、商工会 ほか

※本市では、高齢者を住み慣れた地域で支える「地域包括ケアシステム」を推進するために、中学校区を基本に3つの「日常生活圏域」を設定しています。山手中学校区を西と東の2つに分け、精道中学校区、潮見中学校区の合計4つの日常生活圏域に「高齢者生活支援センター（地域包括支援センター）」を設置し、生活支援体制整備のための地域支え合い推進員をそれぞれ配置しています。